滋賀県小学生バレーボール連盟　登録規定

滋賀県小学生バレーボール連盟規約第１８条により、登録規定を以下のように定める。

第１条（目的）

　　滋賀県小学生バレーバール連盟（以下県小連という）の登録規定は、公益財団法人日本バレーボー

ル協会（以下ＪＶＡという）、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という）の登録規程に基づき、

県小連の活動や競技会の運営を円滑かつ教育的に行うことを目的とする。

第２条（チームの加盟）

　（１）本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体および構成員が、ＪＶＡメン

バー制度（以下JVA-MRSという）に登録された団体（以下登録団体という）でなければならな

い。

　（２）加盟登録しようとする団体は、JVA-MRSにチーム登録を済ませ、所定の様式により別途定め

る登録料を添えて所属のブロック長を通じて県小連に申請するものとする。

　（３）登録は毎年新年度の受付開始日より４月３０日までの申請を原則とする。以降の追加登録につ

いては随時受け付けることとする。

（４）登録の有効期間は、毎年４月１日（受付が４月１日以降の場合は受付日）より翌年３月末日ま

でとする。

第３条（チーム代表者）

　（１）チームの代表者は、JVA-MRSに登録された選手（以下ＪＶＡメンバーという）がチーム加入

を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

　（２）チーム代表者は、ＪＶＡメンバーにＭＲＳのＩＤとパスワードを必ず通知しなければならない。

第４条（ＪＶＡメンバー（選手カテゴリ））

　登録構成員の資格は以下のとおりとする。

　（１）小学生

　　　都道府県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、４月１日現在１２歳未満の者。

　（２）JVA-MRSに個人登録を済ませた者であること。

　（３）登録は「小学生」のカテゴリ内において、一人一団体とする。

　（４）居住する都道府県以外のチームでJVA-MRSに登録する場合は、保護者と受け入れ側チームの

代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）

の理事長に提出・報告を行うこと。

第５条（ＪＶＡ個人登録）

　（１）ＪＶＡメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、そ

の効力を発生するものとする。

第６条（移籍）

（１）登録団体（チーム代表者）は、ＪＶＡメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に

対応しなければならない。

　（２）チーム代表者は、ＪＶＡメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。

　（３）他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。

その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に提出・報告を行うこと。

（４）他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録をすることはできない。

　　※移籍とは、年度を問わず（年度をまたいだ場合も含む）、あるチームに所属している選手が、他

県・同県を問わず、ＭＲＳ登録を別のチームで行う行為である。

　　　ただし、同一団体内での男子、女子、男女混合への変更は移籍として取り扱わない。

第７条（競技会への参加）

　（１）県小連の主催または共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければな

らない。

　（２）他のチームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チームの構成

員として承認されていても、試合に出場することはできない。

　（３）各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準じる。

第８条（ベンチ役員）

　（１）県小連の主催または共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、１名以上は日本ス

ポーツ協会公認コーチ・コーチ１・コーチ２・コーチ３・コーチ４・スタートコーチまたは全国

小学生バレーボール指導者講習会受講者証明書を所持し、試合中は首から提げていなければなら

ない。

　（２）ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名を行うこと。またチームのベンチ役員はＪＶＡメンバ

ーであること。

第９条（懲罰）

　登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に違反したとき、または合法的ではあってもアマチュ

アスポーツマン精神に反すると県小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、

または取り消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第１０条

　大会参加並びに出場については、本規定の他、大会参加要項を併用して適用する。

第１１条（登録規定の改正）

　登録規定の改正については、県小連常任理事会で協議し決定する。

附則１．２０２１年３月２７日　全面改正施行